

(15) 通学距離に配慮した指定校変更

長野県松本市

1 地域の概要

松本市は人口約22万7千人で、長野県のほぼ中央から西部に位置し、面積は919.35㎓で、東西を山に囲まれ、日本の屋根と呼ばれる山岳地帯から松本平と呼ばれる肥沃な盆地まで、変化と魅力に富んだ多彩な地勢が形成されている。

交通機関は、主な公共交通機関として、松本駅を中心に広がるバス路線、南北に伸びるJR線、西部地域に向かう鉄道がある。また、南北に長野自動車道が走っており、長野県唯一の空の玄関口である信州まつもと空港がある。

小中学校については、市立小学校30校、市立中学校18校があり、平成21年5月1日現在の児童数12,672人、生徒数5,938人である。

2 通学区域弾力化の経緯

松本市では、平成13年4月から通学区域の弾力化を行っている。それまで、特別な配慮を要する場合を除いては、通学距離が近いという理由での指定校変更を認めてこなかった。

松本市では、①通学距離が適正である（小学校4km以内、中学校6km以内）、②地域のコミュニティがまとまっている、③学校が適正規模である（7～30クラス）、という3点に配慮し、原則として町会単位で通学区域を設定している。しかし、必ずしも学校が通学区域の中心にあるわけではないため、就学指定校が隣接する通学区域の学校よりも明らかに遠い場合があった。

そうした状況がある中、平成11年10月に実施された、市の第7次基本計画に向けての中学生との懇談会において、「自分の家から近い学校へ行けるようにしてほしい」という意見が出された。

また、市議会の平成11年12月定例会において、「通学区域の弾力化を考えるべきではないか」との意見が出された。なお、この議会における内容が報道されて以降、毎日のように問い合わせがあった。（およそ4か月の間に200件程度）

以上のような背景を踏まえ、保護者、児童・生徒の「自宅から近い学校へ通いたい」という強い要望に対し、通学区域の弾力化により柔軟な対応が可能であり、距離的問題はほとんど解消できることから、平成13年度から通学距離を理由とする指定校変更を認めることとした。

3 指定校変更の許可基準等

松本市における指定校変更の許可基準は以下のとおりであり、通学距離を理由とする指定校の変更は許可基準第6項に定めている。（「松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱」より）

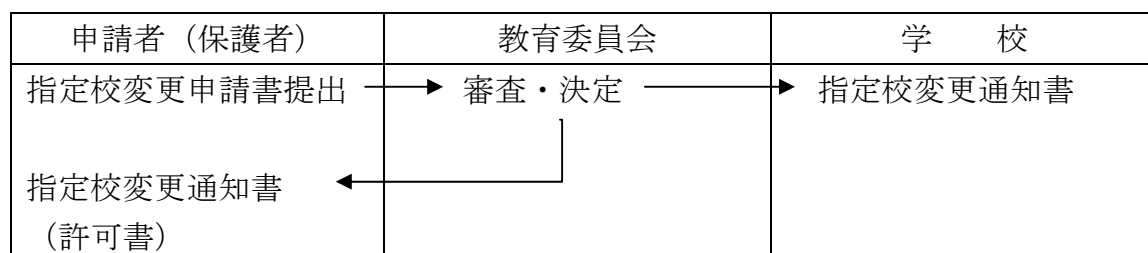
許 可 基 準	期 間	添 付 書 類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合は、卒業までの期間 最終学年以外の場合は、当該学期終了までの期間	・学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	—————
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間（1年以内）通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	小学校低学年の期間	・学校長副申書
6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも短くなる児童生徒等 (受け入れる学校の施設等に支障がない場合に限る。)	卒業までの期間	—————
7 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等	教育委員会が認める期間	・学校長副申書

※ 本基準については、市のホームページにも掲載している。

4 指定校変更の手続（許可基準第6項による手続）

指定校の変更を希望する場合、保護者が教育委員会へ指定校変更申請書を提出することとしており、申請の都度、審査を行っている。

教育委員会においては、申請書に記載された住所を基に、自宅と学校との距離を確認の上、指定校変更の決定を行っている。



5 指定校変更許可の実績と傾向

過去5年間において、通学距離を理由とする指定校の変更はほぼ同程度の割合で推移しており、今後も大幅な増減はないものと見込まれる。

＜通学距離を理由とする指定校変更の実績＞

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	全児童数	12,875人	12,848人	12,818人	12,797人	12,672人
	変更件数	160	167	162	169	153
	割合	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%
中学校	全生徒数	5,778人	5,787人	5,970人	6,004人	5,938人
	変更件数	130	151	159	171	172
	割合	2.2%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%

(児童数・生徒数は各年度5月1日現在。平成21年度の変更件数は5月1日現在)

6 評価等

通学区の弾力化の導入により、「自宅から近い学校へ通いたい」という児童・生徒や保護者の声に応えることができるようになった。

一方、指定校変更申請に当たり、保護者には居住地における地域行事にも参加する旨の誓約書を提出してもらっているが、学校でのつながりが強いためか、時折、地区役員などから地域行事の運営が困難であるとの声が寄せられる。

また、保護者の中には学校選択制が導入されたと理解している人も少なくないため、時折、距離が離れた学校を希望するケースなどがあり、希望に対応できない旨の説明に労力を要するなど、対応に苦慮することがある。

なお、これらの問題に対しては、新1年生の保護者あてに送付する指定校変更制度の案内通知の中で、許可条件を記すなどの対応を行っている。

— 本事例の問い合わせ先 —

松本市教育委員会 学校教育課
TEL 0263-33-9846